

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:	
受験者名	:	

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、10年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない、また、これを変更したときは、その日から30日以内に国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、やむを得ない理由のある場合は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてもよい。
5. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。
6. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。
8. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。
9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。
10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行が終了した翌日から運行指示書を保管する必要がある。
11. 旅客自動車運送事業者は、五十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。
12. 旅客自動車運送事業者は、全ての営業所において運行管理規程を定めなければならない。
13. 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあっては二年とする。（ただし、検査対象軽自動車は除く）

【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に、関係法令を踏まえ、最も適切な語句を〔 〕内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の（ ）を受けなければならない。

〔 A. 承認 B. 許可 C. 免許 〕

15. 一般旅客自動車運送事業者（一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。）は、運賃及び料金並びに（ ）を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

〔 A. 就業規則 B. 運行管理規程 C. 運送約款 〕

16. 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、() を国土交通大臣に届け出なければならない。
[A. 事業計画変更事前届出書 B. 運行計画変更事前届出書 C. 業務計画変更事前届出書]
17. 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を() 結果を生ずるような競争をしてはならない。
[A. 助長する B. 阻害する C. 確保する]
18. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため()。
[A. 利用させてもよい B. 貸し渡してもよい C. 利用させてはならない]
19. 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の() を受けなければ、その効力を生じない。
[A. 許可 B. 認可 C. 承認]
20. 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その() 前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
[A. 三十日 B. 六十日 C. 九十日]
21. 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して、()、弁明しなければならない。
[A. 誠実に B. 時間を定めて C. 遅滞なく]
22. 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の() 及び乗務時間を定め、当該運転者にこれらを遵守させなければならない。
[A. 休憩時間 B. 勤務時間 C. 出勤時間]
23. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において() 保存しなければならない。
[A. 六ヶ月間 B. 一年間 C. 三年間]
24. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、() に運行指示書を作成しなければならない。
[A. 運転者ごと B. 車両ごと C. 運行ごと]

25. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を（ ）しなければならない。

[A. 常に清潔に保持 B. 可能な限り清潔に C. 運行のたびに清掃]

26. 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第48条各号に掲げる（ ）及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

[A. 業務の適確な実行 B. 点呼の実施 C. 乗務員の研修]

27. 自動車運送事業の用に供する自動車は（ ）ごとに定期点検整備をしなければならない。

[A. 三ヶ月 B. 六ヶ月 C. 一年]

28. 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、（ ）以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

[A. 十二時間 B. 二十四時間 C. 四十八時間]

【数字記入問題】

以下の各設問の（ ）にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、（ ）年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後（ ）日以内に管轄する地方運輸局長に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法 8 条）一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（ × ）
- 2.（運送法 9 条の 2）一般貸切旅客自動車運送事業を営業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。（ × ）
- 3.（運送法 23 条の 5）一般旅客自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなければならない。（ ○ ）
- 4.（運送法 33 条）一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため利用させてはならない。（ × ）
- 5.（運送法施行規則 25 条）一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。（ ○ ）
- 6.（運輸規則 7 条の 2）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、運送引受書を交付しなければならない。（ × ）
- 7.（運輸規則 10 条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を収受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りでない。（ ○ ）
- 8.（運輸規則 16 条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。（ ○ ）
- 9.（運輸規則 28 条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、その経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、道路運送法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあっては、この限りでない。（ ○ ）
- 10.（運輸規則 28 条の 2 第 2 項）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を運行の終了の日から三年間保存しなければならない。（ × ）

- 1 1. (運輸規則 3 8 条) 旅客自動車運送事業者は、六十五才以上の運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた適性診断を受けさせなければならない。(×)
- 1 2. (運輸規則 4 8 条の 2) 旅客自動車運送事業者は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつては運行管理規程を定めなければならない。(×)
- 1 3. (車両法第 6 1 条 1 項) 自動車検査証の有効期間は、旅客を運送する自動車運送事業の用に供する自動車にあつては一年とする。(ただし、検査対象軽自動車は除く)
(×)
- 1 4. (運送法 4 条) 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の(B:許可)を受けなければならない。
- 1 5. (運送法 1 2 条) 一般旅客自動車運送事業者(一般乗用旅客自動車運送事業者を除く。)は、運賃及び料金並びに(C:運送約款)を営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。
- 1 6. (運送法 1 5 条 3 項) 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、(A:事業計画変更事前届出書)を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 1 7. (運送法 3 0 条 2 項) 一般旅客自動車運送事業者は、一般旅客自動車運送事業の健全な発達を(B:阻害する)結果を生ずるような競争をしてはならない。
- 1 8. (運送法 3 3 条) 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため(C:利用させてはならない)。
- 1 9. (運送法 3 6 条 1 項) 一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の(B:認可)を受けなければ、その効力を生じない。
- 2 0. (運送法 3 8 条) 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その(A:三十日)前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 2 1. (運輸規則第 3 条) 旅客自動車運送事業者は、苦情を申し出た者に対して、(C:遅滞なく)、弁明しなければならない。

22. (運輸規則 21 条 1 項) 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の (B:勤務時間) 及び乗務時間を定め、当該運転者にこれを遵守させなければならない。
23. (運輸規則 26 条の 2) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、乗務員の氏名等を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において (C:三年間) 保存しなければならない。
24. (運輸規則 28 条の 2) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、(C:運行ごと) に運行指示書を作成しなければならない。
25. (運輸規則 44 条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を (A:常に清潔に保持) しなければならない。
26. (運輸規則 48 条の 3) 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、旅客自動車運送事業運輸規則第 48 条各号に掲げる (A:業務の適確な実行) 及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。
27. (車両法 48 条) 自動車運送事業の用に供する自動車は (A:三ヶ月) ごとに定期点検整備をしなければならない。
28. (事故報告規則 4 条) 旅客自動車運送事業者は、自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故であり、死者又は重傷者を生じた場合は、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、(B:二十四時間) 以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。
29. (運送法 8 条) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、(5) 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
30. (報告規則 2 条) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後 (100) 日以内に管轄する地方運輸局長に当該事業年度に係る事業報告書を提出しなければならない。